

沖縄県北部医療組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

令和5年4月1日条例第7号

沖縄県北部医療組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例をここに公布する。

沖縄県北部医療組合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第29条第4項の規定に基づき、法第3条第2項に規定する一般職に属する職員の懲戒の手続及び効果に関して必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、6月以下の期間、その発令の日に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ 以下に相当する額を給与から減ずるものとする。この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(停職の効果)

第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。

- 2 停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 3 停職者は、停職の期間中、いかなる給与も支給されない。

(規則への委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。